鳥取県公報

平成16年８月20日(金)
第７６１３号

毎週火･金曜日発行

## 目　　次

◇ **告　　示**　琴浦町の人口（583）（市町村振興課）……1
生活保護法による医療機関の指定（584）（福祉保健課）……1
生活保護法による診療所の廃止の届出（585）（〃）……2
森林病害虫の駆除命令（586）（鳥取地方農林振興局）……2
松くい虫の特別伐倒駆除の命令（587）（〃）……2
建設業法による建設業者に対する営業停止命令（588）（管理課）……3
県道の区域の変更（589）（道路課）……7
県道の供用の開始（590）（〃）……7
◇ **内水面漁管委告示**　コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲（５）……8
◇ **公　　告**　共済事業に係る平成15年度の経営状況（管財課）……8
◇ **調達公告**　公募型指名競争入札の実施（企業局総務課）……9

## 告　　示

**鳥取県告示第583号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第１項第１号の規定による琴浦町の人口は、次のとおりである。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

１　町の名称　琴浦町
２　人口　　20,442人

**鳥取県告示第584号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の２の規定により次のとおり告示する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

| 名　　称 | 所　　在　　地 | 指 定 年 月 日 |
|---|---|---|
| 医療法人社団こばやし内科 | 鳥取市宮長９－１ | 平成16年３月１日 |
| ひだまりクリニック | 米子市皆生温泉二丁目20－31 | 平成16年８月１日 |

**鳥取県告示第585号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の２の規定により次のとおり告示する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

| 名　　称 | 所　　在　　地 | 廃 止 年 月 日 |
|---|---|---|
| こばやし内科 | 鳥取市宮長９－１ | 平成16年２月29日 |

**鳥取県告示第586号**

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第１項の規定に基づき、同法第３条第１項第１号に掲げる命令をするので、同法第５条第４項において準用する同法第３条第５項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年８月20日

鳥取県鳥取地方農林振興局長　松　　下　　周　　吉

１　区域及び期間

（１）　区域

鳥取市並びに岩美郡岩美町及び福部村の各一部（別紙のとおりとする。）

（２）　期間

平成16年９月15日から平成17年２月28日まで

２　森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第２条第１項第１号に規定する松くい虫

３　行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布又は薬剤によるくん蒸を行うこと。

４　命令をしようとする理由

１の(１)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、３の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、１の(１)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

５　その他必要な事項

（１）　３の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（２）　３の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**鳥取県告示第587号**

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第５条第２項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第４項において準用する同法第３条第５項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年８月20日

鳥取県鳥取地方農林振興局長　松　　下　　周　　吉

１　区域及び期間

（１）　区域

鳥取市及び岩美郡福部村の各一部（別紙のとおりとする。）

（２）　期間

平成16年９月15日から平成17年３月15日まで

２　森林病害虫等の種類

森林病害虫等防除法第２条第１項第１号に規定する松くい虫

３　行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

４　命令をしようとする理由

１の(１)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、３の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、１の(１)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

５　その他必要な事項

（１）　３の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（２）　３の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア　枝条は、破砕又は焼却すること。

イ　破砕後の木片の厚さを６ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下とすること。

（３）　３の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**鳥取県告示第588号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の５第１項の規定により次のとおり告示する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

１　処分をした年月日

平成16年８月11日

２　被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

（１）　有限会社福岡組　代表取締役　福岡誠一

日野郡日南町生山425

鳥取県知事（般－13）第2897号及び鳥取県知事（特－13）第2897号

（２）　ワークエイト株式会社　代表取締役　田原賢一

鳥取市千代水一丁目116

鳥取県知事（般－13）第4998号及び鳥取県知事（特－13）第4998号

（３）　株式会社八田建設　代表取締役　八田光義

八頭郡八東町大字南371－１

鳥取県知事（般－12）第3461号、鳥取県知事（般－14）第3461号及び鳥取県知事（特－12）第3461号

（４）　西村建設株式会社　代表取締役　西村五郎

八頭郡河原町大字曳田12－２

鳥取県知事（般－13）第134号及び鳥取県知事（特－13）第134号

（５）　千代建設株式会社　代表取締役　浅井正章

八頭郡智頭町大字智頭600－２

鳥取県知事（般－14）第858号及び鳥取県知事（特－14）第858号

（６）　株式会社山東建設　代表取締役　小林　進

気高郡鹿野町大字鹿野945

鳥取県知事（般－13）第361号及び鳥取県知事（特－13）第361号

（７）　有限会社浜村建設　代表取締役　西山　満

気高郡気高町新町三丁目16－２

鳥取県知事（般－14）第630号及び鳥取県知事（特－14）第630号

（８）　株式会社河金組　代表取締役　河金直義

倉吉市山根583－３

鳥取県知事（般－13）第138号及び鳥取県知事（特－13）第138号

（９）　株式会社岩崎組　代表取締役　岩崎哲也

米子市灘町三丁目147－６

鳥取県知事（般－12）第1388号、鳥取県知事（般－14）第1388号及び鳥取県知事（特－12）第1388号

(10)　株式会社竹田組　代表取締役　竹田博政

米子市祇園町二丁目16

鳥取県知事（般－13）第149号及び鳥取県知事（特－13）第149号

３　処分の内容

（１）　有限会社福岡組　代表取締役　福岡誠一

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び造園工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び造園工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第５号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。以下同じ。）の交付を受けて行うものに係るものとする。

（２）　ワークエイト株式会社　代表取締役　田原賢一

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う

建設業を営む者が土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（３）　株式会社八田建設　代表取締役　八田光義

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（４）　西村建設株式会社　代表取締役　西村五郎

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（５）　千代建設株式会社　代表取締役　浅井正章

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事、建具工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（６）　株式会社山東建設　代表取締役　小林　進

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（７）　有限会社浜村建設　代表取締役　西山　満

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（８）　株式会社河金組　代表取締役　河金直義

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事及び消防施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事及び消防施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

（９）　株式会社岩崎組　代表取締役　岩崎哲也

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業及びほ装工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事及びほ装工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、大工工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事及びほ装工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

(10)　株式会社竹田組　代表取締役　竹田博政

平成16年８月13日から同年８月27日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業及び建築工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事及び建築一式工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事及び建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。）のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

４　処分の原因となった事実

（１）　有限会社福岡組　代表取締役　福岡誠一

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の長期貸付金について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（２）　ワークエイト株式会社　代表取締役　田原賢一

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の営業権の償却について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（３）　株式会社八田建設　代表取締役　八田光義

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の投資等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（４）　西村建設株式会社　代表取締役　西村五郎

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の完成工事原価等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（５）　千代建設株式会社　代表取締役　浅井正章

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の投資有価証券について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（６）　株式会社山東建設　代表取締役　小林　進

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の投資有価証券について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（７）　有限会社浜村建設　代表取締役　西山　満

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の長期貸付金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（８）　株式会社河金組　代表取締役　河金直義

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の長期貸付金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

（９）　株式会社岩崎組　代表取締役　岩崎哲也

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の長期貸付金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

(10)　株式会社竹田組　代表取締役　竹田博政

同社は、建設業法第27条の23第２項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の長期貸付金について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、同法第28条第１項第２号に該当する。

**鳥取県告示第589号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年８月20日から２週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　　山　　善　　博

| 路線名 | 区　　間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 敷地の延長（メートル） |
|---|---|---|---|---|
| 鳥取鹿野倉吉線 | 東伯郡三朝町大字三徳字笹原454地先から同大字字三徳谷897地先まで | 変更前 | 6.0～21.0 | 1,090.0 |
| | | 変更後 | 10.3～55.0 | 1,091.0 |

**鳥取県告示第590号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成16年８月20日から２週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　山　善　博

| 路 線 名 | 区　　間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 鳥取鹿野倉吉線 | 東伯郡三朝町大字三徳字笹原454地先から同大字字三徳谷897地先まで | 平成16年８月20日 |
| 郡家鹿野気高線 | 八頭郡郡家町大字国中字鰻田513－６地先から同字512－４地先まで | 〃 |
| | 八頭郡郡家町大字国中字鰻田509－５地先から同大字字舞楽578－４地先まで | 〃 |

## 内水面漁場管理委員会告示

**鳥取県内水面漁場管理委員会告示第５号**

平成16年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第３号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成16年８月20日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長　湯　村　良　章

岸本町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川及び野本川と佐陀川の合流点より下流の佐陀川本流

## 公　　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の２第２項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成15年度の火災・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第３項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　山　善　博

平成15年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

１　建物・自動車損害共済事業

（１）　共済基金分担金その他の収入　3,432,961,709円
（２）　災害共済金その他の支出　2,147,988,255円
（３）　次期繰越収支差額　1,284,973,454円
（４）　期末正味財産　21,248,585,421円

２　水力発電用機械損害共済事業
（１）　共済基金分担金その他の収入　1,129,717,873円
（２）　災害共済金その他の支出　394,663,084円
（３）　次期繰越収支差額　735,054,789円
（４）　期末正味財産　6,554,134,789円

# 調　達　公　告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年８月20日

鳥取県知事　片　山　善　博

１　工事の概要
（１）　工 事 名　小鹿第一発電所水車発電機細密分解点検工事
（２）　工事場所　東伯郡三朝町大字神倉
（３）　工事内容　本件工事は、小鹿第一発電所の長期にわたる安定した運転を確保するため、水車、発電機等を細密分解し、点検し、及び組み立てる工事である。
（４）　発電所の概要
ア　発電方式：ダム水路式
イ　出　　力：3,600キロワット
ウ　有効落差：221.6メートル
エ　使用水量：毎秒2.0トン
オ　運転方式：遠方監視制御方式
（５）　工　　期　契約の日から平成17年１月31日まで
（６）　予 定 価 格　78,790,950円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　技術資料の提出ができる者
技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
（２）　電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第６項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
（３）　平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、電気工事に係るものを有すること。
（４）　平成16年８月20日（金）から同月30日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
（５）　平成16年４月１日（木）から同年８月30日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）で

ないこと。

（６）　出力1,000キロワット以上の水力発電所の水車及び発電機の分解、点検及び組立てに係る工事を元請として施工した実績（共同企業体による実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）があること。

（７）　次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の３月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ　主任技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の電気工事施工管理の技術検定に合格したものであり、かつ、電気工事施工管理について同条第３項に規定する合格証明書を交付された者又は技術士法（昭和58年法律第25号）第32条の規定による技術士（技術部門が電気・電子部門であるものに限る。）の登録を受けている者であること。

ウ　監理技術者にあっては、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、電気工事業について同法第27条の18第１項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ　主任技術者又は監理技術者の工事経験については、出力1,000キロワット以上の水力発電所の水車及び発電機の分解、点検及び組立てに係る工事に従事した経験を有すること。

３　請負契約に関する書類の閲覧場所

鳥取市東町一丁目271　鳥取県企業局総務課（鳥取県庁第２庁舎２階）

鳥取市古海250　鳥取県企業局東部事務所

米子市八幡165　鳥取県企業局西部事務所

４　技術資料の作成及び提出

（１）　技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年８月20日（金）から同月30日（月）までの間にインターネットのホームページ（http://www.pref.tottori.jp/kigyou/nyusatu/nyusatu.htm）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により希望者に直接交付するものとする。

ア　交付時期及び時間

平成16年８月20日（金）から同月30日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後４時まで

イ　交付場所

鳥取市東町一丁目271　鳥取県企業局総務課（鳥取県庁第２庁舎２階）

鳥取市古海250　鳥取県企業局東部事務所

米子市八幡165　鳥取県企業局西部事務所

（２）　技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア　提出期間及び時間

（１）のアに同じ。

イ　提出場所

鳥取市東町一丁目271　鳥取県企業局総務課（鳥取県庁第２庁舎２階）

ウ　提出方法

持参又は郵送すること。なお、郵便による申込みは、書留郵便によることとし、平成16年８月30日（月）午後４時までに到着したものに限り受け付ける。

（３）　技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

５　その他

（１）　関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県企業局総務課経営企画室（電話番号0857－26－7445）とする。

（２）　技術資料の提出をもって、提出者に入札参加意志があるものとみなす。

（３）　技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

（４）　技術資料その他提出された資料は、返却しない。

（５）　工事内容に関する説明会は、行わない。

（６）　提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（７）　本件工事の落札者は、１の(６)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（８）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第８条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の３以上の額とするとともに、同規則第60条第１項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の２以下の額とする。

（９）　入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、２の(７)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、建設業法第27条第１項の規定により実施される１級の電気工事施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

(10)　技術資料を提出する者が１者のみの場合は、当該入札は中止する。

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目220　　鳥　取　県　　【定価１部１か月2,200円（送料を含む。）】
（URL:http://www.pref.tottori.jp）

古紙配合率100%再生紙を使用しています